

# 常勤役員報酬規程

制定 平成16年4月 1日

## (目的)

第1条 この規程は、財団法人日本遺族会寄附行為第26条に基づき常勤役員  
(以下「役員」という。)の報酬に関する事項を定めるものである。

## (給与の種類)

第2条 役員報酬は、本規程に定める本俸及び賞与とする。

## (本俸月額)

第3条 役員の本俸月額は、別に定める月額範囲により、会長が定める額を  
支給することができる。

## (本俸の日割計算)

第4条 月の途中で異動を生じたときの役員月額は、日割計算によって計算  
した額とする。

## (賞与)

第5条 賞与はその都度、常務理事会に諮り会長が決定する。

## (退職手当)

第6条 役員が退職した場合においては、退職手当は支給しない。

## 附 則

### (施行期日)

第7条 この規程は、平成16年4月1日より施行する。

# 常勤役員の本俸月額に関する内規

制定 平成16年4月 1日

## (目的)

第1条 この内規は、財団法人日本遺族会常勤役員報酬規程第3条に基づき、常勤役員（以下「役員」という。）の本俸月額を定めることを目的とする。

## (役職別本俸月額)

第2条 役員の本俸月額は、次のとおりとする。

専務理事 700,000円から750,000円

## 附 則

### (施行期日)

第3条 この規程は、平成16年4月1日より施行する。